

認定申請書の添付書類や必要な図面

No	図書の種類	部数	明示すべき事項
I 共通の図書			
1	認定申請書	正・副	規則様式第5
2	委任状	1部	申請者が手続きを他者に委任する場合
3	適合証※	原本・写	登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関の交付する適合証
4	設計内容説明書	2部	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであることの説明
5	付近見取図	2部	方位、道路及び目標となる地物
6	配置図	2部	縮尺及び方位
			敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
			空気調和設備等及び空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備（以下この表において「低炭素化設備」という。）の位置
			建築物の緑化その他の建築物の低炭素化のための措置（以下この表において「低炭素化措置」という。）
7	仕様書（仕上げ表を含む。）	2部	部材の種別及び寸法
			低炭素化設備の種別
			低炭素化措置の内容
8	各階平面図	2部	縮尺及び方位
			間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
			壁の位置及び種類
			開口部の位置及び構造
			低炭素化設備の位置
			低炭素化措置
9	床面積求積図	2部	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
10	用途別床面積表	2部	用途別の床面積
11	立面図	2部	縮尺
			外壁及び開口部の位置
			低炭素化設備の位置
			低炭素化措置
12	断面図又は矩計図	2部	縮尺
			建築物の高さ
			外壁及び屋根の構造
			軒の高さ並びに軒及びひさしの出
			小屋裏の構造
			各階の天井の高さ及び構造
			床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造

13	各部詳細図	2部	縮尺
			外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
14	各種計算書	2部	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
15	低炭素化措置が法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することの確認に必要な書類	2部	低炭素化措置の法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準への適合性審査に必要な事項

II 低炭素建築物新築等計画において棟単位で認定申請する場合

16	機器表	2部	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
			空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
			照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
			給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数
				太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
節湯器具の種別及び数				
空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、仕様及び数			
17	仕様書（昇降機が存ずる場合。）	2部	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法	
18	系統図	2部	空気調和設備の位置及び連結先	
			空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先	
			給湯設備の位置及び連結先	
			空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先	
			空気調和設備	縮尺
			空気調和設備の有効範囲	
			熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置	
			空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
給気機、排気機その他これらに類する設備の位置				

19	各階平面図	2部	照明設備	縮尺 照明設備の位置	
			給湯設備	縮尺 給湯設備の位置 配管に講じた保温のための措置 節湯器具の位置	
				昇降機	縮尺 位置
				空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	縮尺 位置
			20		制御図
空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法					
照明設備の制御方法					
給湯設備の制御方法					
空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の制御方法					
Ⅲ 低炭素建築物新築等計画において住戸のみで認定申請する場合					
21	機器表	2部	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
			空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
			照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
			給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
				節湯器具の種別、位置及び数	
空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法				

※住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合は、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関による技術審査、それ以外の建築物が認定対象の場合は、登録建築物調査機関による技術審査を受け、適合証の交付を受けてください。また、正本の添付図書は、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査が終了した旨の確認印が押印されたものとしてください。